

日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

日 置 市 長

日 置 市 議 会 議 長

日 置 市 教 育 委 員 会

日 置 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 置 市 公 平 委 員 会

日 置 市 代 表 監 査 委 員

日 置 市 農 業 委 員 会

日 置 市 消 防 長

日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、日置市長、日置市議会議長、日置市教育委員会、日置市選挙管理委員会、日置市公平委員会、日置市代表監査委員、日置市農業委員会、日置市消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課と本市の男女共同参画業務を所管する企画課が連携し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、日置市長、日置市議会議長、日置市教育委員会、日置市選挙管理委員会、日置市公平委員会、日置市代表監査委員、日置市農業委員会、日置市消防長において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 継続就業及び仕事と家庭の両立における課題に向けた取組

【目標】

- ア 男性職員の育児休業の取得率を 30%以上にする。
- イ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率を 100%にする。

【取組内容】

- ア 育児休業等に対する職員の意識改革を進め、取得しやすい雰囲気醸成に努める。
- イ 全職員に制度の積極的な周知を行うとともに、対象となる男性職員には個別に説明をして取得促進を図る。

(2) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題に向けた取組

【目標】

- ア 一般行政職については、管理的地位にある職員に占める女性の割合を 10%以上にする。
- イ 一般行政職については課長補佐級の割合を 20%以上にする。

【取組内容】

- ア 女性職員を多様な職域に積極的に配置する。
- イ 女性職員を外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）及び外部派遣研修（国、県、民間企業、他団体等）に積極的に派遣する。
- ウ 女性職員活躍のための研修を実施する。